

平成20年度補償業務管理士検定試験問題

受験地		受験番号		氏名	
-----	--	------	--	----	--

試験開始時刻前に、開いてはいけません。

(注意) この試験問題の解答は、電子計算機で処理しますので、以下の解答作成要領をよく読んで、別紙の解答用紙に記入してください。

解答作成要領

1. 配布される書類

配布される書類は、「試験問題（この印刷物）1部」及び「解答用紙1枚」です。もし、配布に間違いがあったら、すぐ手をあげて、係員に知らせてください。

2. 試験問題

- (1) 試験問題は、表紙も含めて12枚（問題数は、40問）を1部につづったものです。試験開始後、試験問題を開いて、紙数が足りないもの、印刷がはっきりしないもの等があったら、手をあげて、係員に知らせてください。
- (2) 試験問題は試験終了まで試験室に在室した方に限り、試験問題の持ち帰りを認めます。

3. 解答作成の時間

15時00分から17時00分までの2時間です。終了時間がきたら解答をやめ、係員の指示に従ってください。

4. 解答用紙の記入方法

- (1) 解答は、この問題には記入せず、必ず別紙の解答用紙（1枚）に記入してください。
- (2) 解答用紙には、受験地（該当する受験地名のマーク欄の 印（例） 甲野太郎が受験番号10137の場合

を黒く塗り潰してください。）、氏名、受験番号〔5桁〕（算用数字で縦に記入し、該当数字の も黒く塗り潰してください。）を忘れずに記入してください。

受験番号	氏名	甲 野 太 郎										
	万の位	1	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	千の位	0	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	百の位	1	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	十の位	3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	一の位	7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- (3) 解答用紙への記入は、必ずB又はHBの黒鉛筆を用いて、濃く書いてください。ボールペン、インキ、色鉛筆等を使った場合は無効になります。
- (4) 解答用紙には、必要な文字、数字及び を黒く塗り潰す以外は一切記入しないでください。
- (5) 解答は、右の例のように、各問題に対し、正しいと思う選択肢の番号一つを選び、その下の の（例）枠内を黒く塗り潰してください。これ以外の記入法は無効になります。
- (6) 解答は、各問について一つだけです。二つ以上を黒く塗り潰した場合は、無効になります。
- (7) 解答を訂正する場合には、間違えた個所を消しゴムで、跡が残らないように、きれいに消してください。消した跡が残ったり、 や のような訂正は無効になります。

問1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問2	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
問4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
問5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

5. 退室について

- (1) 試験開始後、1時間を経過するまでと試験終了前30分間は、退室が許されません。
- (2) 途中で退室する際は、試験問題、解答用紙及び受験票を全部係員に提出してください。そのとき各自の携行品を全部持って行き、試験問題等を提出したら、そのまま静かに退室してください。退室後、再び試験場に入ることは許されません。

6. その他

- (1) 受験票は、机上の見やすいところに置いてください。
- (2) 受験中は、鉛筆（黒-B又はHB）、消しゴム及び定規のみの使用に限ります。したがって、電卓等の計算機器類等の使用は一切できません。
- (3) 試験問題を写したり又は試験問題及び解答用紙を持ち出してはいけません。
- (4) 試験問題の内容についての質問には応じられません。また、試験中は、受験者の間で話し合ってははいけません。
- (5) 用便などのときは、手をあげて係員の指示を受けてください。なお、試験室内は禁煙です。
- (6) 受験に際し不正があった場合は、受験を停止されます。
- (7) この問題の表紙にも受験地、受験番号及び氏名を忘れずに記入してください。
- (8) 携帯電話の電源はお切りください。

補償業務概説

問1 用地事務に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 公共事業施行者は、土地等の取得等に着手するときは、あらかじめ、土地等の権利者等に対して、説明会を開催する等の方法により、工事の目的、内容その他必要と認められる事項を周知させ、これらの者の協力が得られるよう努める必要がある。
- 2 公共事業施行者は、土地又は工作物に立ち入って測量又は調査を行おうとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者に通知し、その承諾を得なければならない。
- 3 公共事業施行者は、2名以上の職員をもって用地交渉に当たらせる等用地交渉の公正を確保するよう努めるものとする。
- 4 取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除を受けることができるのは、当該資産（棚卸資産を除く。）の譲渡が、公共事業施行者から最初に買い取りの申し出があった日から6か月を経過した日までに行われていることが要件となる。

問2 土地の評価に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 取得する土地の評価は、当該土地に建物その他の物件があるときは、当該物件の態様にかかわらず当該物件がないものとして評価する。
- 2 土地の正常な取引価格とは、一般の取引における通常の利用方法に従って利用し得るものとして評価するものとし、土地所有者がその土地に対して有する主観的な感情価値及び土地所有者又は特定の第三者がその土地を特別の用途に用いることを前提として生ずる価値は、考慮しないものとする。
- 3 土地を取得する事業の施行が予定されることによって、当該土地の取引価格が低下したと認められるときは、当該事業の影響がないものとしての当該土地の正常な取引価格をもって補償するものとする。
- 4 標準地の評価額は、取引事例比較法により求めた価格を基準として、収益還元法又は原価法により求めた価格を参考として求める。ただし、取引事例比較法により価格を求めることが困難な場合は、収益還元法又は原価法により求めた価格を基準とするものとする。

問3 建物の移転補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 借家人が附加した造作又は増築部分であって建物の本体及び構成部分として建物に附合するものに係る移転料は、建物所有者に補償するものとする。
- 2 建物等が分割されることとなり、その全部を移転しなければ従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、当該建物等の所有者の請求により、当該建物等の全部を移転するのに要する費用を補償するものとする。
- 3 運用益損失額とは、従前の建物の推定再建築費と従前の建物の現在価額との差額に係る従前の建物の耐用年数満了時までの運用益に相当する額である。
- 4 建物等の移転に伴い、耐火構造でない建物を耐火構造の建物にする等の法令改善の費用は補償できないが、その改善費用について、当該建物の補償時点から本来の改善時期までの間の運用益損失額を補償することができる。この場合の「法令」には条例は含まれるが、成文化され、かつ、公表されていても要綱等の行政指導は含まれない。

問4 立木の取得の要件に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 土砂の流出、崩壊等を防止するため、土地を事業の用に供するまでの間、立木を残存させることが適当であると認められる場合
- 2 立木所有者より伐採できない旨の理由書が提出され、当該理由が真にやむを得ないと判断された場合
- 3 土地が事業の用に供されるまでに相当な期間があるため、立木を移転することにより当該土地の維持管理に相当の費用が必要になると見込まれる場合
- 4 用材林又は薪炭林の立木（天然生林を除く。）であって、当該立木に通常必要とされる管理が適正に行われていないと認められる場合

問5 営業補償に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当であるときは、銀行、郵便局等公益性の強い事業で、その営業活動を休止させることが社会的にみて妥当でないとき、急施を要する工事等のため、仮移転をさせる必要があるときに限られる。
- 2 営業廃止に伴い解雇する従業員に対する退職手当補償は事業主には行わず、別途、従業員に対して離職者補償を行う。
- 3 営業休止期間の認定に当たっては、移転を要する建物の移転工法、規模、構造等によるほか、機械工作物等がある場合は、建物又は機械工作物等のどちらか大なる規模、構造等により判断することになる。
- 4 営業を継続するために必要な移転先地が近隣に見つからない場合は、営業廃止の補償をすることも選択せざるを得ない。

問6 事業損失に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 因果関係とは、一定の先行事実と一定の後行事実との間に必然的な関係が存在する、すなわち、もし前者がなかったら、後者は生じなかったであろうという関係をいう。
- 2 受忍限度とは、通常一般人が社会生活上耐えなければならない範囲をいい、この判断に当たっては、被害の性質と限度、侵害行為の態様と程度、事業の公共性等を総合的に比較検討し行われる。
- 3 公共事業の施行に起因し、公共事業の施行と発生した損害等の間の因果関係は、被害の態様によっては被害の申し出をした者が判定しなければならない場合がある。
- 4 工事完了の日から1年を経過する日までに損害等の申し出がなされることが、費用負担等の対象となる事業損失として認定するための要件の1つである。

問7 土地の調査に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 相続人である数人の子のうち嫡出子と非嫡出子とがいる場合には、非嫡出子の相続分は、嫡出子の相続分の2分の1である。
- 2 代襲相続は、相続人のうち、被相続人の子についてだけ認められる。
- 3 土地登記記録に記載された登記名義人が真の所有者とは限らないため、売買契約書、権利証（登記済証）、あるいは他の書類を調査し、真の所有者を確認する必要がある。
- 4 不在者の財産管理人は、家庭裁判所の許可を得て、遺産分割協議に参加することができる。

問8 その他通常生ずる損失補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 構外再築工法と認定された建物に居住する借家人が、家主と親族関係にある場合でも、賃貸関係は継続しないとし、当該借家人に対しては他の借家に移転するものとして補償する。
- 2 就業不能補償は、建物等の所有者及び借家人又は代替地を必要とする者が、移転先の選定、移転前後の動産の整理、移住、法令上の手続等により、就業できない時間（日数）に対する損失であり、用地交渉のために費やされる時間（日数）も含まれる。
- 3 使用する土地等を原状に回復することが困難な場合で、返還時の現状のまま引き渡すときは、当該土地等の形質変更、改造等によって生ずる損失を適正に算定した額を補償するものとする。
- 4 取得又は使用する土地が建物等の敷地であって、客観的にみて遊休化している等、合理的な建物の敷地利用とは認められない場合でも、建物があれば移転先選定に要する費用は補償することとなる。

事業認定申請書の作成

問9 事業の認定の申請に当たり、事業計画に係る代替案の検討に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 申請事業が、都市計画決定されている都市施設の内容と基本的に整合している場合は、コントロールポイントの回避等によるルート選定の合理性の説明を行えば良く、代替案の検討は省略できる。
- 2 代替案との比較に当たっては、社会的、技術的及び経済的条件から総合的に比較する必要がある。
- 3 代替案について、申請事業の事業計画よりも明らかに優れた代替案が存在するにもかかわらず、当該事業計画が合理的な計画であるとしている場合には、事業の認定をすることができない。
- 4 申請事業の事業計画がおのずと一つの案に絞り込まれる場合にも、代替案の比較はする必要がある。

問10 事業の認定の申請における起業地に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 起業地とは、事業を施行する土地であり、既に起業者が取得した土地であっても、それらの土地が収用又は使用しようとする土地と同一の事業の用に供せられる場合には起業地に含まれる。
- 2 起業地は、収用と使用の別を明らかにし、都道府県、郡、市、区、町村、大字及び字をもって表示する。
- 3 起業地として表示されない土地は、収用又は使用の手続を進めることができないから、起業地を表示する図面の字名等と照合し、脱漏、誤記、誤植のないよう留意する必要がある。
- 4 使用の部分がない場合は、事業認定申請書に使用の部分に関する記載をする必要はない。

問11 事業の認定の申請単位に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 工区単位相互の用地取得スケジュールに大きな差がある事業について、工区単位で事業の認定の申請単位を縮小したうえ、さらに用地取得済区間を除く区間を申請単位とすることはできない。
- 2 事業の認定の申請単位を縮小する場合に、縮小する申請単位は、必ずしも地物（河川、道路等）、行政境等で起業地が明確となる区間である必要はない。
- 3 事業の認定の申請単位を縮小し、申請から除外した区間については、他の公共事業及び法令制限地域について管理者及び行政機関と調整済であることが必要である。
- 4 工区単位で事業の認定の申請単位を縮小する場合、事業の認定を申請する区間でも相当程度公益性を発揮できると認められる必要があるが、申請から除外した区間の完成予定時期が決まっている必要はない。

問12 事業認定申請書の添付図面に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 取用又は使用の手続を保留する起業地の範囲は、起業地を表示する図面に黒の斜線をもって表示する。
- 2 起業地を表示する図面は、縮尺100分の1から3,000分の1程度までの間の地形図によって作成するものであり、起業地の範囲が容易に判別できるよう、起業地を取用の部分は濃い黄色で、使用の部分は濃い緑色で着色し、起業地内に物件があるときは、その全てを図示する。
- 3 事業計画を表示する図面は、縮尺100分の1から3,000分の1程度までのもので、施設の位置を明らかに図示し、施設の内容を明らかにするに足りる平面図を添付するものとし、原則として、起業地を表示する図面と併用する。
- 4 土地収用法（昭和26年法律第219号。以下同じ。）第4条に規定する土地（以下「法4条地」という。）を表示する図面は、縮尺100分の1から3,000分の1程度までの平面図に、法4条地を種類別に適宜着色し、当該土地を明らかにするとともに、番号を付して調書との照合の便宜を図り、特に支障がないときは、起業地を表示する図面及び事業計画を表示する図面と併用する。

問13 法4条地及び起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限がある土地（以下「法令制限地」という。）に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 事業の認定を申請する際に、法4条地の管理者の意見書に代えて、意見書を得ることができなかつた事情を疎明する書面が提出された場合、国土交通大臣又は都道府県知事は、当該土地の管理者に意見を求めなければならない。
- 2 法4条地と法令制限地が重複する場合、管理者への意見の照会及び回答は併せて行うことができる。
- 3 道路法（昭和27年法律第180号。以下同じ。）の規定による道路予定区域は、道路として供用されていないため法4条地には該当しない。
- 4 事業にかかる施設が道路法第32条に基づく占用許可物件であれば、その物件の存する土地は、法4条地には該当しない。

問14 事業の認定の申請における関連事業及び附帯事業に関する次の記述のうち、妥当なものどれか。

- 1 本体事業に併せて関連事業を施行する場合は、事業認定申請書の添付書類である事業計画書に関連事業の事業計画を本体事業の事業計画と区分して記載する。
- 2 一般国道の新設に伴い、現況4mの市道に対して、2mの歩道を設けて6mの市道として付け替える工事は、本体事業と併せて関連事業として事業の認定を申請することができる。
- 3 道路側溝の床掘工事のために使用する土地は、附帯事業として事業の認定を申請することができる。
- 4 一般国道の改築に伴う県道の付替工事に伴う二級河川の付替工事は、必然的に関連事業として事業の認定を申請することができる。

問15 事業認定申請書の添付書類である土地収用法第15条の14の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 説明のための会合を打ち切ったときは、その旨及びその根拠となる条項を記載しなければならない。
- 2 書面には、説明のための会合の開催の公告を行った新聞紙の名称を記載し、公告した新聞紙の当該部分の写しを添付しなければならない。
- 3 書面には、説明のための会合に参加した者の概数を記載しなければならないが、記載するのは概数なので、ことさらに参加人員の正確な把握のための措置をとる必要はない。
- 4 書面には、事前説明会における利害関係者の意見やこれに対する起業者の答弁を記載しなければならない。

問16 取用又は使用の手続の保留に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 取用又は使用の手続の保留とは、事業の認定の告示があった場合に、これに伴って発生する各種の効果を、特定のものを除いては一定の期間停止しておくものであり、起業者は、起業地の全部又は一部について、取用又は使用の手続を保留することができる。
- 2 手続の保留の申立書において、取用又は使用の手続を保留する起業地は、取用の部分と使用の部分とを区分けする必要はなく、手続を保留する起業地と保留しない起業地との境は、行政界（大字等の旧市町村界を含む。）によるか、若しくは河川、道路又は鉄道等明確な地形、地物によることが望ましい。
- 3 手続の保留の申立ては、事業の認定を申請した後、告示前までの期間であれば、いつでもすることができる。
- 4 手続の保留の申立書は、事業認定申請書及びその添付書類の末尾に添付することが望ましく、別冊にする必要はない。

問17 事業認定申請書の添付書類である事業計画書のうち、事業計画の概要に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 事業計画の概要は、事業計画書の総論ともいべきものであり、単に工事計画だけでなく、申請に係る事業の目的及び内容を具体的に説明する必要がある。
- 2 事業の認定の申請単位を縮小する場合は、全体計画区間について公益性、土地利用の合理性、施行能力等について説明したうえで、申請起業地区間について説明する必要がある。
- 3 新たに4車線の道路を整備する事業について、当面2車線について工事を行い、暫定供用を行う計画があるときは、その旨及び時期について説明する必要がある。
- 4 事業計画の内容は、できる限り定性的な説明をする必要がある。

問18 事業認定申請書の添付書類である事業計画書に記載する事業に要する経費及びその財源に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 事業に要する経費及びその財源の記載を必要としている理由は、起業者が当該事業を遂行する十分な経済的能力を有するか否かを審査するためなので、経費については申請年度の経費を記載すれば良い。
- 2 補償金の支払請求があった場合に対処できるかどうかを審査するため、経費区分、特に用地費及び補償費を明記することが望ましい。
- 3 関連事業に要する経費は、本体事業に比較して、わずかな額なので記載しなくても良い。
- 4 事業の認定の申請単位を縮小する場合は、申請起業地区間の経費のみを記載する。

問19 事業の認定の申請にかかる事業の施行によって得られる公共の利益の説明に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 申請事業の施行によって得られる公共の利益の説明に当たっては、申請事業を施行しなければならないような劣悪、危険な状況について説明するとともに、これを放置しておくことの不利益、損失について説明し、近い将来確実に発生すると予測される不利益、損失がある場合にはこれも明らかにする。
- 2 申請事業の施行によって得られる公共の利益の説明は、申請事業を施行することにより、現状の各種の不利益、損失の除去、軽減又は予防の効果が期待でき、将来にわたってもたらされる積極的利益（直接効果、間接効果）について説明する。
- 3 申請事業の施行によって発生するマイナス要因（大気汚染、騒音、振動等）は、その予測及びこれに対する評価について説明し、さらに、これらのマイナス要因に対して講ずる措置がある場合には、その措置を講じたうえでの評価も含めて説明する。
- 4 申請事業の施行によって得られる公共の利益の説明は、各申請事業によって公益性の内容に大きな差異がないので、マニュアル等を活用してできるだけ一律の説明を試みる必要がある。

問20 事業の認定の申請にかかる事業の施行によって失われる利益の説明に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 保全すべき動植物等への影響を検証するうえで最も有力な判断材料となるのは、環境影響評価の結果であるため、環境影響評価を積極的に活用することが望ましい。
- 2 法定上の環境影響評価が義務付けられていない事業の認定を申請する場合においても、任意の環境影響照査等の結果や地域の特性等（希少動植物の分布状況、環境を保全すべき区域の有無等）からみて「失われる利益」がどの程度かを何らかの資料を用いて検証する必要がある。
- 3 事業の認定時までに入手可能な情報では、申請起業地区間内に史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等の存在が全く認められない場合には、申請事業の施行による文化財への影響については、「ない又は軽微である。」と評価される。
- 4 環境影響評価の実施から相当程度時間が経過したことにより、評価の基礎となる条件が大きく変更された場合等は、申請時点の最新の知見に基づいた検証を行ったうえで、その資料を提出する必要がある。

事業計画の概説

問21 道路構造令（昭和45年政令第320号。以下同じ。）に定める道路構造に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 道路の種類及び道路の存する地域により、第1種から第5種の5つに区分されている。。
- 2 道路構造令では高速自動車国道から市町村道まで広い範囲を想定し、設計速度は、第1種第1級の120km/h から第4種第4級等の20km/h まで定めている。
- 3 4車線以上の高速自動車国道、自動車専用道路及び第3種第1級の道路（地方部の幹線道路）は、必ず往復の方向別に分離することとし、中央帯が設けられる。
- 4 歩道の建築限界の高さは2.5m で、その幅は歩道等の幅員分である。

問22 道路構造令に定める道路構造に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 道路構造令は、道路の区分に応じて設計車両を定め、設計車両が安全かつ円滑に通行できるように規定している。
- 2 道路構造令は、地方部の道路において、原則として、歩道を設け、歩行者の安全かつ快適な通行を確保することを規定している。
- 3 平面曲線半径は、設計速度に応じた最小値とその特例値が規定される。
- 4 縦断曲線半径は、設計速度に応じた最小値とともに、その曲線長についても最小値を規定している。

問23 河川に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 河川法（昭和39年法律第167号。以下同じ。）において、一級河川の指定区間及び二級河川は、都道府県知事が管理する。
- 2 河川の機能は、洪水を防御する治水のみならず、各種用水の供給や水運、漁業などの利水、動植物の生息・生育の場、景観など環境面での機能など幅広いものがある。
- 3 河川区域は、一般に堤防の川裏の法尻から対岸の堤防の川裏の法尻までの河川としての役割を持つ土地の区域をいう。
- 4 河川の堤防は、山に接する場合などを除き左右岸に築造され、洪水によって壊れないように、通常はコンクリートなどを用いて強固に作る事が基本である。

問24 河川計画の立案に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 平成9年に改正された河川法では、「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」を定め、地域の意向を反映する河川整備の計画制度が導入された。
- 2 河川計画の基本となる計画規模は、計画の目標となるものであり、一般に降雨量の発生確率によって示される。
- 3 河川の計画は、洪水や高潮など自然の外力を対象とすることから、当該地域において起こり得る最大限の外力を対象として立案される。
- 4 河川の計画は、洪水や高潮などによる氾濫被害の軽減を目的とするので、河道整備や洪水調節施設などのハード対策のみならず警戒・避難体制などのソフト対策も重要である。

裁決申請書の作成

問25 裁決申請書に添付する土地調書及び物件調書に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 取用し又は使用しようとする土地に物件がない場合は、物件調書を作成することを要しない。
- 2 土地調書及び物件調書は、土地収用法第35条第1項の規定に基づき、その土地又はその土地にある工作物に立ち入って、これを測量し、又はその土地及びその土地若しくは工作物にある物件の調査をした成果に基づき作成しなければならない。
- 3 土地所有者及び関係人に土地調書及び物件調書に署名押印させる場合は、現地で立ち合わせなければならない。
- 4 起業者は、立入調査を妨害され、測量・調査をすることが著しく困難なときは、他の方法により知ることができる程度でこれらの調書を作成すれば足り、この場合においては、これらの調書にその旨を付記しなければならない。

問26 裁決申請書及びその添付書類の記載内容に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 裁決申請書の添付書類に記載する土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人について、起業者が過失がなく知ることができない者がいるときは、過失がないことを証明しなければならない。
- 2 裁決申請書には、権利取得の時期及び明渡しの期限を記載しなければならない。
- 3 裁決申請書には、市町村別に、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積り及びその内訳を記載した書類を添付し、積算の基礎を明らかにしなければならない。
- 4 土地収用法第44条第1項の規定により、土地調書作成前に裁決申請の請求があった場合において、添付書類の一部を省略して裁決を申請するときは、その旨を明らかにしなければならない。

問27 明渡裁決申立書及び取用委員会への提出書類に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 起業者は、土地所有者及び関係人から明渡裁決の申立てがあったとき、又は明渡裁決の申立てをしようとするときは、市町村別に、土地にある物件の種類及び数量を記載した書面並びに土地調書又はその写しを取用委員会に提出しなければならない。
- 2 土地所有者が明渡裁決の申立てをしたときは、起業者は、取用委員会に対して、申立人が土地所有者本人に相違ないことを疎明しなければならない。
- 3 起業者は、裁決の申請と併せて明渡裁決の申立てをしようとするときは、権利取得裁決の有無について、明渡裁決申立書に記載する必要はない。
- 4 起業者は、明渡裁決の申立てをしようとするときに、既に作成済みの物件調書の内容と現況が著しく異なると認められるときは、新たに物件調書を作成して、従前の物件調書とともに取用委員会に提出しなければならない。

問28 裁決の申請及び明渡裁決の申立てにおける損失の補償の見積に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 起業者の土地に対する損失の補償の見積は、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した事業の認定の時ににおける相当な価格とする。
- 2 起業者の土地に対する損失の補償以外の損失の補償の見積は、明渡裁決の時の価格によって行う。
- 3 物件の移転料が、移転しなければならない物件に相当するものを取得するのに要する価格を超えるとき、起業者は、近傍同種の物件の取引価格等を考慮した相当な価格を見積もる必要がある。
- 4 残地補償は、裁決の申請における見積事項であり、残地工事費の補償は、明渡裁決の申立てにおける見積事項である。

問29 土地収用法に基づく立入調査に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 土地調書及び物件調書作成のために、その土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の3日前までに、その日時及び場所を当該土地及び工作物の占有者に通知しなければならない。
- 2 他人の占有する土地又は工作物に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
- 3 宅地若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は工作物に立ち入ろうとする場合は、立入の際あらかじめその旨を占有者に告げなければならない。
- 4 日出前又は日没後において、宅地若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は工作物に立ち入ろうとする場合には、あらかじめ占有者の承諾を受けなければならない。

問30 裁決手続の進行順序に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 裁決の申請及び明渡裁決の申立て → 裁決申請書等の縦覧 → 審理 → 権利取得裁決及び明渡裁決 → 裁決手続開始決定及びその登記 → 補償金の払渡し → 権利取得 → 明渡し
- 2 裁決の申請及び明渡裁決の申立て → 裁決手続開始決定及びその登記 → 裁決申請書等の縦覧 → 審理 → 権利取得裁決及び明渡裁決 → 補償金の払渡し → 明渡し → 権利取得
- 3 裁決の申請及び明渡裁決の申立て → 裁決申請書等の縦覧 → 裁決手続開始決定及びその登記 → 審理 → 権利取得裁決及び明渡裁決 → 補償金の払渡し → 権利取得 → 明渡し
- 4 裁決の申請及び明渡裁決の申立て → 裁決申請書等の縦覧 → 審理 → 裁決手続開始決定及びその登記 → 権利取得裁決及び明渡裁決 → 補償金の払渡し → 明渡し → 権利取得

問31 裁決に対する不服申立て及び訴訟に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 収用委員会の裁決についての審査請求は、国土交通大臣に対して、裁決の日から30日以内にしなければならない。
- 2 収用委員会の裁決の取消を求める訴えは、裁決書の正本の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に提起しなければならない。
- 3 収用委員会の裁決についての審査請求においては、損失の補償についての不服をその裁決についての不服の理由とすることができる。
- 4 収用委員会の裁決のうち、損失の補償に関する訴えは、裁決書の正本の送達を受けた日から6か月以内に提起しなければならない。

用地交渉の方法

問32 一般的に説明されている用地折衝（用地交渉）の基本要素に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 用地折衝における当事者間の話し合いの目的となる折衝課題
- 2 権利者と起業者(担当者)間のコミュニケーション（対話、意思の伝達、相互のつながり）
- 3 裏表のない真実の姿で権利者に接するという誠実性
- 4 用地折衝を行う場所と時間

問33 国が公共事業のため、下記の権利者が存する土地を任意により取得する場合の契約に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

(権利者)

土地所有者・・・・・・・・甲
借地人及び建物所有者・・乙
借家人・・・・・・・・丙
根抵当権者・・・・・・・・丁

- 1 国と乙の契約の趣旨は、「乙は、契約で定める履行期限までに起業地となる土地に関する乙の権利（借地権）を消滅させ、当該土地に存する乙が移転することにつき権原を有する物件を移転する。」ことである。
- 2 国がそれぞれの権利者と締結する契約書は、甲とは「土地売買に関する契約書」、乙及び丁とは「権利消滅に関する契約書」、丙とは「借家人補償契約書」とするのが一般的である。
- 3 国と甲の契約に伴う補償金の前金払いは、国が土地の所有権移転登記の嘱託に必要な書類その他提出を求めた書類を甲が提出し、丁の権利が登記されているときは当該登記が抹消され、かつ、国と乙及び丙との間の補償契約が成立した場合にできることとされている。
- 4 国が支払う補償金は、それぞれの権利者に対し個別に、契約締結の時の価格によって算定した金額とし、かつ、渡し切り（契約日以後の物価変動による差額は追加払いしない。）とされている。

生活再建措置概説

問34 生活再建の観点から代替地対策を行うとき、注意を払うべき事項に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 提供する代替地は宅地と限らず、従前の生活が維持できるよう田畑等の農地造成も行い、提供しなければならない。
- 2 提供する宅地の面積は、従前の宅地面積に係わらず、将来の生活環境の変化に対応できるような余裕を持った面積とすべきである。
- 3 代替地の提供価格は、金銭補償の代わりとして代替地を提供するものであり、事業地の買取価格を下回るよう余裕を持った価格に設定する。
- 4 山間地のダム事業のように平地が少なく、地理的条件が厳しく代替地造成可能地を求めにくいとき等は、関連道路や公園等の公共施設の整備計画に合わせて造成計画を作成する。

問35 今後の生活再建対策に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 生活再建をすることが困難な高齢者及び資産の少ない借家人等の零細権利者には、財産価値に着目した損失補償のみでは生活再建が困難であり、個々の実情に配慮した施策が講じられなければならない。
- 2 生活再建措置は、地域住民の将来にわたる生活の基礎を確立することを旨とし、その場限りの援助を行うものであってはならない。
- 3 代替地対策は、事業地周辺の地域性、生活実態からみて被補償者による移転先地の入手が社会的、経済的、自然的に困難で、要求に合理的かつ社会的妥当性が認められるときはダム事業以外の事業でも代替地需要に対処することが必要である。
- 4 融資対策等に係る財源問題については、起業者、国、地方公共団体等の財政事情等を考慮して、公共事業の受益者負担による水源地域対策基金や道路開発資金に役割分担させることが必要である。

生活再建調査・住民意向調査の方法

問36 生活再建措置を講ずるための生活再建調査の実施に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 生活実態調査は、生活環境等を充分把握することにより生活再建の具体的計画内容を策定する上で、また、ダム事業が水没者及び関係住民に対してどのような効果、影響を及ぼすかを知る上で重要である。
- 2 補償額算定のための用地調査も生活再建対策の情報収集の一部であり、被補償者に密着した対策を講ずるためには、水没者の家族構成、職業等を十分に把握し、生活再建の具体的プランを策定する必要がある。
- 3 水没移転者のために必要となる生活再建対策を講じ、生活の維持を具体化していくためには水没移転者の生活実態に関する情報を得るための調査を行う必要がある。
- 4 生活実態調査においては、まず、現在の生活調査を行い、各人の具体的再建計画を知ることが重要であるが、水没者の私生活上の個人情報である家族構成、収入、生活水準については、調査項目から除く必要がある。

問37 ダム事業のための地域社会計画を策定するに当たって、必要な調査及び計画の内容項目に関する次の記述のうち、妥当なものとはどれか。

- 1 ダム地点上流市町村における降雨状況及び降雪状況調査により貯水容量及び開発水量を策定するための開発計画の調査
- 2 ダム建設流域地域及び関連市町村の概要に関する調査のうち、ダム関連市町村の概況については、①対象地域の範囲、②ダム建設流域における関連市町村の位置づけ、③水没市町村の概況、④水没市町村の将来像等の調査を行う。
- 3 ダム関連工事により影響を受ける水没地や関連事業用地の埋蔵文化財包蔵地域の発掘調査
- 4 ダム建設地点下流地域に及ぼす影響範囲や下流受益市町村及び下流受益都府県等が受ける経済効果及び下流住民の意識動向を見るダム下流受益地域の概要の調査

問38 生活再建調査の実施方針・実施方法に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 生活再建の意向調査の実施に当たっては、その調査の目的からダム建設の予備調査、実施設計調査段階から代替地計画確定に至る間、数次にわたり実施することが重要である。
- 2 生活実態調査は、ダム計画が受け入れられない状況下であるとき、起業者が直接水没住民に接触し、面接調査を行うことが困難な場合が多く、この場合は、調査専門の請負者を通じて行うことが最良とされている。
- 3 生活再建に関する調査項目としては、住民の生活と意向調査、職業の希望に関する調査、代替地等の取得状況等がある。
- 4 移転後の生活実態調査の実施時期については、水没者全体が水没地区外に移転し、生活の安定した時期に実施するのが望ましい。

水源地域対策特別措置法概説

問39 水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号。以下「水特法」という。）に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 水特法に基づき水源地域整備計画が決定されるが、その整備事業の実施は、水源地域の指定範囲外では行うことができない。
- 2 都道府県知事は、国土交通大臣に水源地域の指定を申し出る場合、あらかじめ関係市町村の意見を聞くとともに、指定ダム等の建設事業を所管する行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、当該ダムに係る受益者と協議のうえ、これらの者に水源地域整備計画に基づく事業を実施する地方公共団体が負担する経費の一部を負担させることができる。
- 4 国土交通大臣は、水源地域整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び当該水源地域整備計画の案を提出した都道府県知事に送付するとともに、水源地域対策特別措置法施行規則（昭和49年総理府令第27号）で定めるところにより公示しなければならない。

問40 水特法に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 水特法で定める対象ダムは、利水ダムのみならず、治水目的のダムも対象となる。
- 2 水源地域整備計画では、実施する事業の概要及び経費の概算について定めるものとする。
- 3 水源地域整備計画に位置付けることができる事業は、国庫補助事業に限られる。
- 4 水特法第9条第1項に該当する指定ダムであっても、水源地域整備計画に定められた全ての事業について、国の補助の特例が適用されるものではない。

平成20年度補償業務管理士検定試験(筆記試験)の解答

補償関連	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10	問11	問12	問13	問14	問15
	2	1	4	2	2	3	2	3	4	4	3	2	4	1	4
	問16	問17	問18	問19	問20	問21	問22	問23	問24	問25	問26	問27	問28	問29	問30
	3	4	2	4	3	1	2	4	3	4	2	4	3	4	3
問31	問32	問33	問34	問35	問36	問37	問38	問39	問40						
4	3	2	4	4	4	2	2	4	3						